

平成25年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区	事業所管課	都市計画局住宅室すまいまちづくり課
事業区間	京都市下京区上之町他	延長又は面積	面積A=2.73ha (地区内2.21ha, 地区外0.52ha)
<p>事業概要</p> <p>崇仁地区は、本市の中心部に位置し、東は鴨川、西は京都駅に隣接し、地区内を主要幹線や鉄道が貫通する、不良住宅が密集していた地域である。</p> <p>当地区は区域が広く、一括して地区全体の事業に着手することができないため、地区を5つに分け、昭和35年から順次地区指定を行い、崇仁北部第三地区は、4番目(昭和57年)に地区指定を行った。</p> <p>当地区の改良事業は、不良住宅の買収除却、用地取得、従前居住者のための改良住宅及び店舗の建設、道路及び児童遊園等の整備を行うことにより、地区内の住環境の改善を図ることを目的として事業を推進している。</p> <p><除却戸数> 不良住宅193戸(不良住宅率81.09%) <建設計画> 改良住宅125戸, 店舗, 集会所など</p>			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

※()内は用地先行取得分含む

都市計画決定	—	事業採択年度	昭和58年度	用地着手年度	昭和58年度
工事着手年度	昭和62年度	完成予定年度	当初 昭和64年度 変更 平成28年度(事業計画最終年度)		
年度	全体事業	平成23年度以前	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
不良住宅 除却等	L= 193 戸 C= 763 百万円	L= 188 戸 C= 727 百万円	L= — 戸 C= — 百万円	L= 3 戸 C= 7 百万円	L= 2 戸 C= 29 百万円
用地	A= 18,220 m ² C= 10,784 百万円	A= 17,841 m ² (A= 17,864 m ²) C= 8,774 百万円 (C= 8,813 百万円)	A= 50 m ² C= 18 百万円	A= — m ² C= — 百万円	A= 329 m ² C= 1,992 百万円
建設 その他	N= 125 戸 C= 3,184 百万円	N= 125 戸 C= 2,771 百万円	N= — 戸 C= — 百万円	N= — 戸 C= — 百万円	N= — 戸 C= 413 百万円
計	C= 14,731 百万円	C= 12,272 百万円 (C= 12,311 百万円)	C= 18 百万円	C= 7 百万円	C= 2,434 百万円
進捗率 (累積)		83.3% (83.6%)	83.4% (83.7%)	83.5% (83.7%)	100%

事業の進捗状況

☆主な事業の進捗状況(平成25年3月末)

平成2年10月 改良住宅50戸竣工
平成7年3月 改良住宅30戸竣工
平成8年7月 崇仁まちづくり推進委員会の発足
平成13年10月 改良住宅45戸, 店舗5戸竣工
平成14年3月 高瀬川付替え工事完成
平成16年3月 店舗3戸竣工
平成24年12月 東西道路c, d竣工

	計画	実績	進捗率
不良住宅除却	193 戸	188 戸	97.4%
用地取得	18,220 m ²	17,891 m ²	98.2%
改良住宅建設	125 戸	125 戸	100.0%

平成23年度には土地利用計画などの見直しに伴う事業計画変更を行った。また将来ビジョン検討委員会の報告書の内容を踏まえ、土地区画整理事業との合併施行や多様な住宅供給のあり方などの検討も進めていく予定である。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

崇仁北部第三地区は、昭和58年度に事業認可を受け、事業を推進してきたが、事業進捗に大きく影響する用地取得において、バブル経済崩壊による地価の暴落等により、地権者との買収交渉が難航しているため、当初計画に比べて事業が遅れている。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

○崇仁まちづくり推進委員会の発足

平成8年7月に崇仁まちづくり推進委員会が発足してから、地区住民と行政とのパートナーシップ型の事業推進を進めてきた結果、地区住民のまちづくりに対する参加意識が強くなり、本事業への理解が進み、大幅に事業が進捗した。

○京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会

平成21年9月から22年6月までの都市計画、景観デザイン、住宅計画、地域経営、マスメディアなどの専門家、公募で選出された市民及び地元まちづくり組織や周辺地域の代表で構成される「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」を計7回開催した。検討委員会では「つなぐ」をキーワードにして、①崇仁北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンの検討、②新たな利活用が可能な土地等の検討、③住宅ニーズの変化に対応した多様な住宅供給の検討、④住宅地区改良事業の早期完了の検討が行われた。

○人口減少と高齢化

用地買収による地区外への転出や少子高齢化の進行により、昭和60年では3,666人であった崇仁地区の人口は平成22年には1,649人に減少している。

また、65歳以上高齢者人口が平成22年で622人、高齢化率では、39.5%となっており、この数字は下京区平均の22.7%、京都市平均の23.0%を大きく上回っており、指標の上でも地区の活力低下は否めない。

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
<input type="checkbox"/> うるおい <input checked="" type="checkbox"/> 活性化 <input checked="" type="checkbox"/> すこやか <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input checked="" type="checkbox"/> 行政経営の大綱	<p><京都市住宅マスタープラン> 第4章 1 地域の多様な特性を生かす 3 市場の機能を生かす 4 多様な主体との「共汗」、多様な分野・政策の「融合」を進める</p> <p><京都市都市計画マスタープラン> 地域まちづくり構想編「5 崇仁地域」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内の住環境整備 ○ 地域の活性化やコミュニティの再生 ○ 魅力的機能、施設等の導入 ○ 環境に配慮した魅力ある景観形成 ○ 多様な住宅供給

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B / C = 0.52
	事業の要件	指標該当状況： <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 4	

3 事業の進捗の見込みの視点

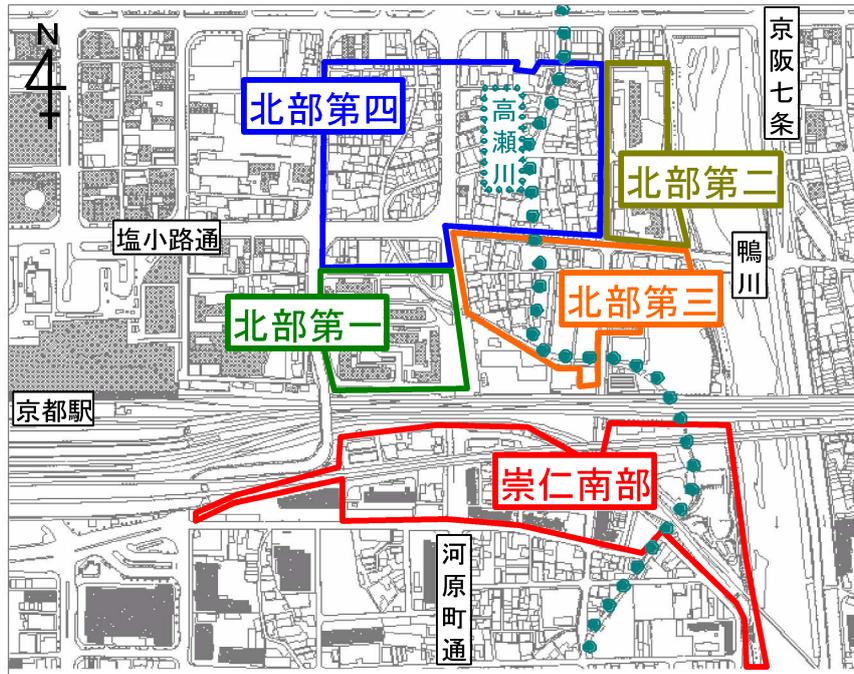
【事業の実施のめど，進捗の見通し等】

- 不良住宅の除却<遅延原因や問題点の解決等>
除却すべき不良住宅は5戸のみであり最終段階ではあるが，地権者との買収交渉が難航している。
- 地区の整備<遅延原因や問題点の解決等>
店舗（5戸）と公共施設（道路および緑地）の整備を残すのみとなっているが，5戸の買収が難航していることから，公共施設整備に遅れの生じる可能性がある。
- 改良住宅の建設<完了>
既に計画戸数の建設が完了している。

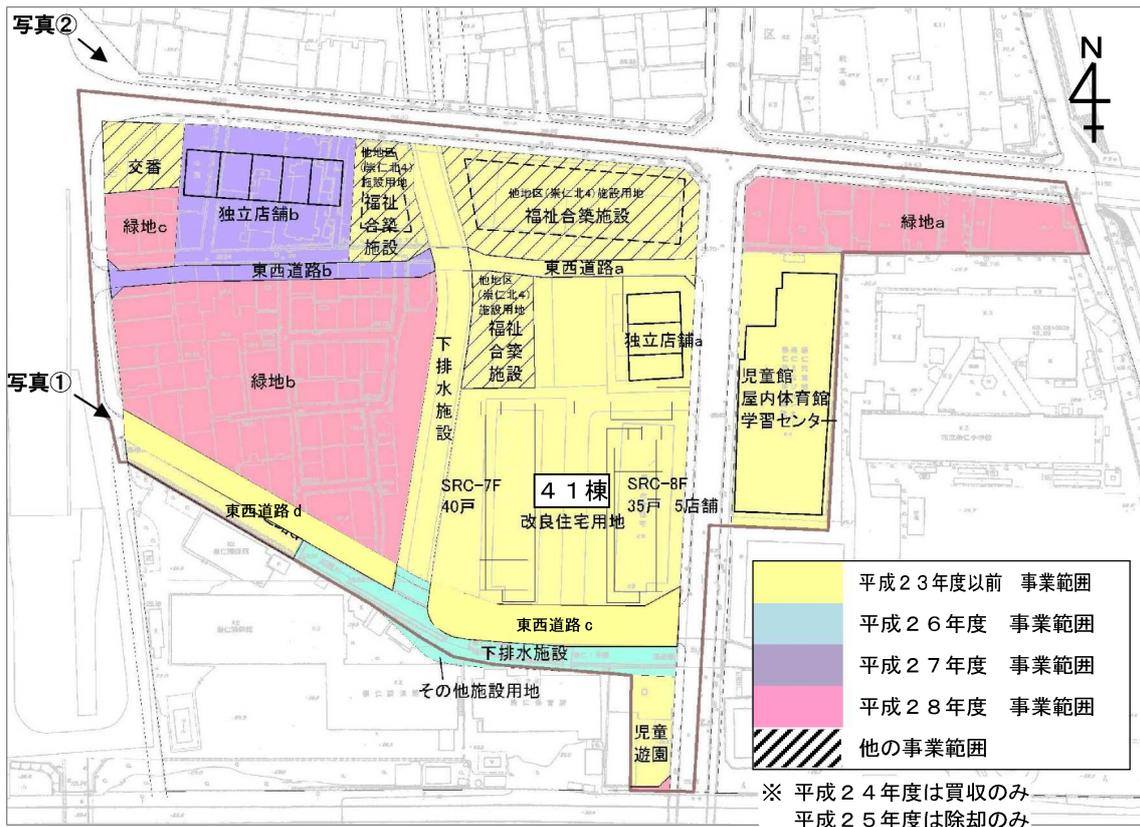
4 対応方針案

対応方針	事業継続	事業中止	事業休止	事業再開
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は，不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り，災害を防止し，衛生を向上し，健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集团的建設を促進し，公共の福祉に寄与することを目的としている。既に崇仁北部第三地区は，不良住宅が密集する状況をほぼ解消し，住宅建設も完了しているが，緑地等の公共施設の整備が完了していないため，防災面などで本事業を完全に終えたとはいえない状況であるため，残りわずかな不良住宅の買収や，緑地整備等を継続する必要がある。 ・緑地整備等の残事業を実施していくため，不良住宅の除却に向けた土地収用手続の検討を行う。 ・土地区画整理事業との合併施行を行い，「①改良住宅への入居」，「②地区外への転出」という地区内住民にとっての従来の選択肢に加えて，「③地区内での移転」を可能とし，早期の事業完了を目指す。 			

[箇所図]



[模式図]



[写 真]

写真①



東西道路 d（平成 24 年度完成）を西から望む

写真②



崇仁北部第三地区全体を北西から望む

客観的評価指標（住宅地区改良事業）

【事業の要件】

環境・景観への配慮事項	不良住宅の買収、除却を行い、跡地を公園・緑地等として整備することにより地域の住環境を向上させる。 また、高瀬川の整備において、天然石の使用や植栽を積極的に行うことにより、緑のある都市景観づくりと自然環境への配慮を行っている。
市民と行政のパートナーシップ	地元まちづくり組織との協議に基づいて事業全体の実施方針を決定するとともに、個々の具体的な事業に関する住民とのワークショップの開催や、住民への戸別訪問によるヒアリングにより、住民意見の反映に努めている。

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当状況
うるおい	市民生活とコミュニティ	□集会所等が無く、地域コミュニティの交流活動等に支障がある	—
すじやか	高齢者福祉	■高齢社会対応の住宅づくり等により、高齢者の定住が促進できる	1 / 1
まちづくり	土地利用と都市機能配置	■定住人口の増加により、地域活性化が期待できる ■地域周辺開発への波及効果が見込まれる	2 / 2
	景観	■老朽家屋が密集している等、地域景観上好ましくない ■地域整備により地域景観の向上に大きく寄与する	2 / 2
	住宅	■地区面積、不良住宅戸数、不良住宅率、戸数密度において、低居住水準地区に該当する ■地区の人口減少率、高齢化率が高く、活力がない ■木造老朽家屋が多く、火災時の危険性が高い □防災上危険な区域に立地する。（水害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、防災再開発促進地区、消防活動困難区域等） ■高齢者等の日常生活の不安に配慮した居住空間が確保できる	4 / 5
	道と緑	■必要な公共空間（道路、公園等）が確保される	1 / 1
行政経営の大綱		■審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ■計画段階から市民参加により事業をすすめている	2 / 2

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	住宅地区改良事業崇仁北部第三地区
事業所管課	都市計画局住宅すまいまちづくり課

1. 算出条件

基準年次	2013年
供用年度	1991年
便益算出手法 (概要)	住宅地区改良事業等 費用対効果分析マニュアル

2. 費用

	事業費	維持管理費	合計
単純合計 (税抜き)	146	11	157
基準年における 現在価値 (C) ※1	335	10	345

(単位：億円)

※1：検討期間（50年）の事業費＋維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

供用年次の便益	268
基準年における 現在価値 (B) ※2	180

(単位：億円)

※2：検討期間（50年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析費

B/C	0.52
-----	------

便 益 ・ 費 用 内 訳 表

便 益 (単位:億円)

整備便益	住宅等整備敷地内便益			便益計
	事業収益	建 物 残存価値	用地費	
38.1	119.4	3.1	107.8	268.4

費 用 (単位:億円)

不良住宅除却	用地取得	建設その他	維持管理	費用計
7.4	107.8	30.8	10.7	156.7